

八戸市カラス被害対策用追い払い機器の貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、主に冬季間に発生するカラスによる糞害等に対応するため、別表1及び別表2に掲げるカラス追い払い機器（以下「追い払い機器」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(借用の申込み)

第2条 追い払い機器の借用を希望するものは、次の各号に掲げる書類を提示し、追い払い機器借用申込書（別記第1号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。また、その内容に変更が生じたときも同様とする。

- (1) 本人確認ができる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 別表2に掲げる追い払い機器の借用を希望するものは、前項の申込みの際、前項第1号（本人の写真が付されたものに限る。）及び第2号に掲げる書類の写しを市長に提出しなければならない。

3 別表1に掲げる追い払い機器の借用の申込みができるものは、次の第1号及び第2号に該当するものとし、また、別表2に掲げる追い払い機器の借用の申込みができるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 八戸市内に住所等を有する個人又は団体であること。
- (2) 八戸市内でカラス被害対策（追い払い機器による追い払い）を実施するものであること。
- (3) 八戸市内で現にカラス被害を受けていると認められること。

4 別表1に掲げる追い払い機器について、その返却日の翌日以降についても、なお当該追い払い機器の借用を希望するものは、市長にその旨申し出ることによって、申込みに代えることができる。この場合においては、第1項の申込書の提出を省略することができる。

5 別表2に掲げる追い払い機器について、その返却日の翌日以降についても、なお当該追い払い機器の借用を希望するものは、次回以降の申込みにおいて、第1項第1号及び第2号の書類の写しの提出を省略することができる。

(貸出し)

第3条 市長は前条の申込みがあったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、追い払い機器を貸し出すものとする。ただし、借用を希望するものが重複した場合又はやむを得ない事情がある場合は、貸し出さないものとする。

- (1) カラス被害対策以外の活動に使用する場合
 - (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
 - (3) 追い払い機器を破損し、又は破損するおそれがある場合
 - (4) その他市長が追い払い機器の使用について不相当と認める場合
- 2 前項の規定による貸出しに当たっては、市長は必要な条件を付することができる。
- 3 貸出しをする追い払い機器の個数は、別表1に掲げる追い払い機器にあっては、原則として1人につき1台、1団体につき3台までとし、別表2に掲げる追い払い機器にあっては、原則として1台のみとする。

(貸出しに係る料金)

第4条 貸出しに係る料金は、無料とする。

(貸出しの期間)

第5条 貸出しの期間は、原則として、11月から翌年3月までの期間のうちで、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 別表1に掲げる追い払い機器にあっては、貸出日及び返却日を含めた30日以内とする。
 - (2) 別表2に掲げる追い払い機器にあっては、貸出日及び返却日を含めた14日以内とする。
- 2 前項の場合において、返却日が休日（八戸市の休日に関する条例（平成2年八戸市条例第20号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下「休日」という。）に当たるときは、返却日をその日以後においてその日に最も近い休日以外の日とすることができる。

(借用に当たっての遵守事項)

第6条 追い払い機器を借り受けたもの（以下「借用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) カラス被害対策（追い払い）以外の活動に使用しないこと。
- (2) 第三者に転貸しないこと。
- (3) 別表2に掲げる追い払い機器から再生された音を録音しないこと。
- (4) 使用に当たっては、光源等を人又は車に向けないなど、事故等が発生しないよう配慮すること。
- (5) 電線や建物の上のカラスに使用し、カラスのねぐらには光等を当てないこと。

- (6) 屋外で使用中に雨、雪等で濡れた場合には、使用後にきれいな布等で水分を拭き取ること。
- (7) 借用期間中に追い払い機器の電池が切れた場合は、借用者の責任において交換し使用すること。
- (8) 借用者は、追い払い機器の貸出しを受けてから返却するまでの間、損傷、紛失の防止に十分留意し、善良な管理者の注意義務をもって追い払い機器を使用すること。
- (9) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(返却)

第7条 借用者は、追い払い機器の使用を終えたとき、又は追い払い機器の借用期間を経過したときは、追い払い機器を返却しなければならない。

- 2 返却に当たっては、附属の電池を新品のものと交換する必要はないものとする。

(貸出し及び返却の場所等)

第8条 追い払い機器の貸出し及び返却は、環境政策課内において行うものとする。

ただし、環境政策課内における貸出し又は返却が困難な場合は、市長が定める別の方法により行うことができる。

- 2 借用者が追い払い機器の貸出し及び返却をすることができる時間は、平日（休日以外の日をいう。）の午前8時15分から午後5時までとする。

(返却の請求)

第9条 借用者が第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱の規定に違反したときは、市長は、その返却を求めることができる。この場合において、借用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(追い払い機器の紛失等)

第10条 追い払い機器を紛失した場合は、借用者が同等品による代償をしなければならない。

- 2 追い払い機器を損傷した場合は、直ちに市長に報告し、故意または過失による場合は借用者の責任と負担により、修理その他必要な措置を講じ、原状に復さなければならない。
- 3 前項の損傷について、故意または過失によるものではない場合、借用者はその責めを負わない。

(損害等の責任)

第11条 追い払い機器の使用により借用者が被った被害、借用者が第三者に与えた損害その他追い払い機器の使用中に発生した事故等については、借用者の責めに帰するものとし、八戸市は一切その責めを負わない。

(庶務)

第12条 追い払い機器に関する事務は、環境政策課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、追い払い機器の貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年2月21日から実施する。

別表1

管理番号	種類	品名・型番
No. 1	LEDライト	GENTOS LK-014L
No. 2	LEDライト	GENTOS LK-014L
No. 3	LEDライト	GENTOS LK-014L
No. 4	LEDライト	GENTOS LK-014L
No. 5	LEDライト	GENTOS LK-014L
No. 6	LEDライト	GENTOS LK-114G
No. 7	LEDライト	GENTOS LK-114G
No. 8	LEDライト	GENTOS LK-114G
No. 9	LEDライト	GENTOS LK-114G
No. 10	LEDライト	GENTOS LK-114G
No. 11	LEDライト	GENTOS LS-113D
No. 12	LEDライト	GENTOS LS-113D

No. 13	LEDライト	GENTOS LS-113D
No. 14	LEDライト	GENTOS LS-113D
No. 15	LEDライト	GENTOS LS-113D
No. 16	LEDライト	GENTOS LK-114G
No. 17	LEDライト	GENTOS LK-114G
No. 18	LEDライト	GENTOS LK-114G
No. 19	LEDライト	GENTOS LK-114G
No. 20	LEDライト	GENTOS LK-114G
No. 21	LEDライト	LED-PY102ZK
No. 22	LEDライト	Radius Z pro LHA-Z100A5 17C

別表 2

管理番号	種類	品名・型番	備考
No. 2-1	手持ち式 追い払い機器	カラス鉄報隊ハンディハイ ブリッド 型式：KTH01H	カラス音声及び紫 外線光線による追 い払い機器
No. 2-2	設置式 追い払い機器	クロウ・コントローラー (ver. 0)	カラス音声による 追い払い機器